

【国土交通省からの新型コロナウイルス感染症対策についての要請】

- 緊急事態宣言の対象である7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）から地方への不要不急の移動はお控えください。
- 特に発熱などの症状がある方については、航空便の利用をお控えいただくようお願い致します。
- なお、次の症状がある方は（１）（２）を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
 - （１）風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - （２）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

連絡先など詳細については、以下の厚生労働省HPをご確認ください。

参考：厚生労働省 HP

- ・ 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#koku_min

- ・ 各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html